

平成 27 年度消費者庁政策評価事前分析表

政策名：消費者政策の推進

	(担当課)	(ページ数)
施策名：(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	1
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	9
(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	12
(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	13
(5) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	19
(6) 物価対策の推進	消費者調査課	23
(7) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	24
(8) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	26
(9) 消費者取引対策の推進	取引対策課	31
(10) 消費者表示対策の推進	表示対策課	33
(11) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	37

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(1))

施策名	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 鈴木 一広
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。				
達成すべき目標	「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うことにより、刻々と変わる消費者を取り巻く環境に柔軟に対応するように毎年度「消費者基本計画」に反映させつつ、消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図ることにより、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)施策番号 1(4)⑥、3(1)③、⑤、⑥、3(2)⑭、3(3)④、4(1)④、4(2)⑭、5(1)⑨、5(3)③、⑤、⑥、6(1)②、⑤、⑦、6(2)⑥ ○消費者基本法(昭和43年法律第78号)				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号1(4)⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進 関係府省庁等、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。 このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能Q&A」や平成25・26年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。		1 リスクコミュニケーションの取組におけるアンケートの結果からみる理解度	関係府省庁等、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供等を継続して実施し、風評被害の払拭を図る。		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(1)③ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正 特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえた厳正な法執行を行うとともに、法執行の状況及び消費者委員会等の意見を踏まえた必要な執行体制強化を行う。		2 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の執行状況の調査回数	消費者庁において特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況を把握し、改定工程表の一部として公表する。		平成27年度

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-1)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)⑤ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等</p> <p>消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者の財産被害に対して、消費者安全法の規定に基づく関係省庁等から消費者庁への通知を確実に実施するとともに、消費者庁において、その内容を踏まえて必要な事案について、同法に基づく注意喚起、勧告等の措置を迅速かつ的確に講ずる。</p>	<p>3 消費者安全法の規定に基づく事故情報の収集(通知件数)</p> <p>4 消費者安全法の規定に基づく注意喚起等の実施(措置件数)</p>	<p>消費者事故等の情報収集の強化のため関係省庁との連携を強化し、消費者安全法の規定に基づく通知が確実に実施されるようにするとともに、その内容を踏まえて必要な事案について、同法の規定に基づく注意喚起、勧告等の措置を厳正に実施する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)⑥ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進</p> <p>高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、地方公共団体が実施する成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。</p>	<p>5 成年後見制度の周知についての地方公共団体への要請回数</p>	<p>地方公共団体が実施する成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号3(2)⑭ リスクの高い取引に関する注意喚起</p> <p>仕組みが複雑である、内容が分かりにくい、損失が生じた場合に高額になる、適正な価格が判断しづらいなどのリスクの高い取引(例えば商品などの先物取引)については、所管省庁の取組に加え、必要に応じ、消費者庁においても、国民生活センターと連携し、取引の際にはリスクについての十分な理解が必要であるなど、被害の未然防止の観点から注意喚起を行う。</p>	<p>6 リスクの高い取引に関する注意喚起(回数)</p>	<p>リスクの高い取引に関する注意喚起を国民生活センターと連携して実施する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(3)④ インターネット上の消費者トラブルへの対応</p> <p>インターネット技術・サービスの進展や諸外国の動向等について調査研究を実施し、調査結果を活用した注意喚起等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p>	<p>7 インターネット上の消費者トラブルの注意喚起・情報提供の回数</p> <p>8 「インターネット消費者取引連絡会」の開催回数</p>	<p>インターネット技術・サービスの進展や諸外国の動向等について調査研究を実施し、調査結果を活用した注意喚起等を実施する。 「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)④ 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任</p> <p>消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証する。</p>	<p>9 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任実績の検証回数</p>	<p>消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-1)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑭ 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進</p> <p>食品ロスを削減するため、次の1)から4)までの取組を推進する。 1)平成25年10月から展開している関係6府省庁(内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)の連携による食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開を継続する。 2)食品ロス削減につながる取組に関する情報をウェブサイトやパンフレット等を用いて消費者に普及啓発する。 3)略 4)略</p>	<p>10 「食品ロス」の認知度</p>	<p>消費者意識基本調査における「食品ロス」の認知度を向上する。(平成31年度80.0%(平成25年度64.5%))</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(1)⑨ 多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施</p> <p>多重債務問題の解決のために、次の1)から4)までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。 1)丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 2)～4)略</p>	<p>11 多重債務に関する消費生活相談の件数</p>	<p>多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催する。相談窓口の整備・強化等の多重債務問題改善プログラムを実施する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-1)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)③ 二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話等の実施</p> <p>二国間・地域間・多国間における消費者問題について、政策対話等の実施を通じて、国際的な連携の強化を図る。</p>	<p>12 「アジア消費者政策フォーラム」又は「日中韓消費者政策協議会」への参加</p>	<p>二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話等を実施する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)⑤ 経済協力開発機構(OECD)消費者政策委員会等の国際会議への積極的な参画</p> <p>OECD消費者政策委員会等の国際会議に積極的に参画し、消費者政策に関する情報共有等を通じて、国際的な連携の強化を図る。</p>	<p>13 経済協力開発機構(OECD)消費者政策委員会等の国際会議への出席回数</p>	<p>経済協力開発機構(OECD)消費者政策委員会等の国際会議に積極的に参画する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)⑥ 消費者保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN)等を通じた消費者保護関係機関との国際的な連携</p> <p>ICPEN会合への積極的な参画や、ICPENに加盟している消費者保護関係機関によりインターネットを監視する「インターネット・スウィープ」に毎年参加すること等を通じて、消費者保護関係機関との国際的な連携の強化を図る。</p>	<p>14 消費者保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN会合)への出席回数</p> <p>15 「インターネットスウィープ」への参加</p>	<p>消費者保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN会合)への参画や加盟している消費者保護関係機関による「インターネット・スウィープ」への参加により、消費者保護関係機関との国際的な連携を強化する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(1)② 消費者庁における国際担当の体制強化</p> <p>消費者庁内の国際関係業務の強化のため、国際担当者を設置するとともに庁内の国際担当者間の連携を強化する。</p>	<p>16 消費者庁における国際担当の体制の整備</p>	<p>消費者庁における国際業務対応強化のための体制整備を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(1)⑤ 消費者政策の推進等に向けた関係省庁等の連携強化</p> <p>消費者政策担当課長会議等を機動的に開催し、関係省庁等と連携して消費者政策の推進等を図る。</p>	<p>17 消費者政策担当課長会議の開催回数</p>	<p>機動的に消費者政策担当課長会議を開催する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(1)⑦ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実</p> <p>消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める。 また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段(電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等)の拡充について平成27年度中に検討し、可能なものについて対応する。</p>	<p>18 消費者からの情報・相談の受付体制の充実の検討状況についての調査回数</p>	<p>消費者からの受付手段の拡充を検討する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)⑥ 消費生活以外の相談窓口寄せられた消費生活に関する相談の誘導</p> <p>労働相談など消費生活以外の相談窓口寄せられた消費生活に関する相談について、どの相談窓口からでも消費生活相談窓口を案内できるよう取組を進める。</p>	<p>19 都道府県等に対する消費者相談窓口の周知回数</p>	<p>消費生活以外の相談窓口へ、誘導先となる消費者相談窓口を周知する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(1))

達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)インターネット取引調査等経費	59,254千円 (59,545千円)	42,334千円 (48,465千円)	14,136千円	7、8	本事業では、越境取引に関する消費者からの相談を効果的に解決するために、海外の消費者相談機関等との連携強化・拡大を図る。	001
(2)消費者政策企画・立案経費	90,339千円 (68,866千円)	77,232千円 (66,915千円)	72,656千円	10、12	(食品ロスの削減に関する消費者への普及・啓発) 国内の食品ロスの現状、消費期限・賞味期限の違いによる食品の利用可能期間等に対する情報、及び身近な食品ロスの削減方法をパンフレット・チラシ等の周知媒体を通じて消費者へ普及・啓発を行う。 (二国間・多国間における国際連携協力への取組) 国境を越える消費者事故に迅速かつ適切に対応するため、消費者行政担当部局間における円滑な情報共有等を含めた協力関係を構築することが重要となっている。こうしたことから、政務レベルによる協議を含め各国消費者行政機関との間で協力関係構築のための協議・意見交換等を行う。 (消費者基本計画の検証・評価及び見直し) 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証、評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。	002
(3)消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費	53,123千円 (36,864千円)	30,101千円 (21,335千円)	28,497千円	3、4	消費者安全法の規定に基づく財産分野の消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報を的確に分析するため、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施する。 財産分野の消費者事故等について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法の規定に基づく注意喚起などの対応を随時行う。 (平成25年4月1日に施行された改正消費者安全法の規定に基づき、被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がない案件、いわゆる隙間事案に対する対応を行っている。)	003

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-1)

(4)新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	20,320千円	7、8	<p>近年、スマートフォン決済や行動ターゲティング等の新技術が次々と出現しているほか、オンラインゲームや電子書籍等の新サービスの市場拡大が見られる。</p> <p>また、グローバル化に伴い、外国会社の国内市場への参入や越境EC(電子商取引)の市場拡大も見られる。こうした状況下、インターネット取引市場はますます高度化・複雑化しており、様々な消費者問題や新たな課題が出てきている。こうした問題等に迅速な対策を講じるためには、消費者取引の実態を把握するとともに、今後発生し得る消費者トラブルの芽を早期に発見し、その潜在的なリスクを分析することが求められる。そこで、調査実施時点における最新のインターネット技術・サービスや消費者トラブルのうち、優先的な対応が求められるテーマについて動向調査を実施する。</p>	新27-0001
-------------------------------------	--------------	--------------	----------	-----	--	----------

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(2))

施策名	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 加納 克利
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進 ①消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。)の施行に向けた準備を行う。 ②適格消費者団体の認定・監督、支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し 消費者契約法(平成12年法律第61号)に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)について、法の周知・啓発に引き続き取り組み、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>				
達成すべき目標	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進 ①消費者裁判手続特例法について、平成28年中の円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報に取り組む。 ②適格消費者団体について認定・監督を適切に行うとともに、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるように必要な支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し 消費者委員会消費者契約法専門調査会の議論等を踏まえつつ、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進 説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告(平成23年2月)や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)、「公益通報者保護制度に関する消費者委員会意見～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」(平成25年7月)等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>上記1.～3.のとおり、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)施策番号 3(1)④、4(3)③、5(1)① ○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」</p>				

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-2)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)④ 消費者契約法の見直し</p> <p>消費者契約法施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について、平成27年度に改正法案の検討を行う。 改正法案を提出し、国会で成立した場合は、施行に向けた周知・啓発活動を実施する。</p>	<p>1 消費者契約法の規定の在り方についての検討状況(消費者委員会消費者契約法専門調査会への出席状況)</p>	<p>消費者委員会消費者契約法専門調査会の議論等を踏まえつつ、消費者契約法の規定の在り方について検討を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(3)③ 公益通報者保護制度の推進</p> <p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス(法令遵守)に係る取組の強化を図る。また、制度の実効性の向上を図るため、制度の見直しを含む必要な措置の検討を早急に行った上で、検討結果等を踏まえつつ必要な措置を実施する。</p>	<p>2 公益通報者保護法説明会の開催回数・参加者数・満足度</p> <p>3 行政機関向け公益通報研修会の開催回数・参加者数・満足度</p> <p>4 行政機関における通報・相談窓口の設置率</p> <p>5 公益通報者保護制度の在り方についての検討状況(検討会の開催回数)</p>	<p>説明会等の実施や広報資料の配付等によって、公益通報者保護制度の認知度、通報窓口の設置、ガイドラインの主要項目への準拠状況の促進に努める。</p> <p>有識者検討会を開催し、公益通報者保護制度の実効性向上のための方向性について検討する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号5(1)① 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行</p> <p>消費者裁判手続特例法について、政令・内閣府令／ガイドラインの検討・公布等を平成27年度中に行うとともに、制度の周知・広報を行い円滑な施行に向けた取組を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討会を開催し、検討結果を踏まえた支援策を実施する。 また、消費者裁判手続特例法や景品表示法の施行状況を踏まえ加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討を行う。</p>	<p>6 消費者裁判手続特例法の施行に向けた政令、内閣府令、ガイドライン等の策定・公表</p> <p>7 消費者団体訴訟制度に係る普及啓発事業の実施状況(パンフレットの配布部数、ポスター・動画の活用状況)</p> <p>8 適格消費者団体の支援の在り方についての検討状況(検討会の開催回数)</p>	<p>平成28年中の消費者裁判手続特例法の施行に向けて、平成27年中に政令、内閣府令、ガイドライン等を策定・公表する。</p> <p>説明会の実施や広報資料の配布等によって、被害回復を含めた消費者団体訴訟制度の周知・啓発に取り組む。</p> <p>消費者裁判手続特例法附則第4条等を踏まえ、検討会を開催し、適格消費者団体の業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について検討を行う。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(2))

達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)消費生活に関する制度の企画・立案・推進経費	58,306千円 (39,654千円)	54,250千円 (54,352千円)	45,517千円	1、6～8	消費者団体訴訟制度の周知・啓発 適格消費者団体の認定・監督、適格消費者団体間の連携・協力 消費者契約法の運用、見直しに向けた検討	005
(2)公益通報者保護の推進に必要な経費	19,020千円 (12,845千円)	23,657千円 (21,126千円)	25,509千円	2～5	説明会及び行政機関向け研修会等を実施することによる公益通報者保護制度の更なる周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進等	006

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(3))

施策名	個人情報保護に関する施策の推進		担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 加納 克利
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進				政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。					
達成すべき目標	「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更)に基づき、第189回通常国会に提出された個人情報保護法改正案の審議の状況を踏まえつつ、法制度の周知徹底により、個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT(情報通信技術)の利便を享受できる社会の実現に資する。					
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)施策番号 5(2)②					
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号5(2)② 個人情報保護法制の周知 法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、運用上作成可能な名簿の作成を取り止めたりするなど、いわゆる「過剰反応」が生じていることも踏まえつつ、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)に基づき、法制度の周知徹底を図る。		1 個人情報保護法に関する説明会(開催回数)		第189回通常国会に提出された個人情報保護法改正法案の審議の状況を踏まえつつ、法制度の周知徹底を図る。		平成27年度
		2 個人情報保護法に関する説明会(参加者数)				
		3 個人情報保護法に関する説明会(肯定的評価(5段階評価のうち上位2段階となる「有益であった」又は「まあ有益であった」との回答)の割合)				
達成手段		補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等
		25年度	26年度			
(1)個人情報保護の推進に必要な経費		25,855千円 (17,169千円)	23,893千円 (10,563千円)	18,311千円	1~3	個人情報保護施策の総合的・一体的推進 法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発 国際機関や諸外国政府等への対応(OECDやAPEC等への対応) 法律及び制度の運用に関する情報収集・調査研究
						平成27年 行政事業レビュー 事業番号 007

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-4)

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	担当部局名	消費者教育・地方協力課	作成責任者名	消費者教育・地方協力課長 岡田 恵子
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子供の不慮の事故の減少への寄与を図るため、子供の事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>				
達成すべき目標	<p>○教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>○普及・啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及・啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止や子供の不慮の事故防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止及び子供の不慮の事故の減少への寄与を図る。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)施策番号 1(1)⑤、4(2)①~⑪、⑮、4(3)①、6(1)⑥</p> <p>○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育や啓発に係る地方支援、(中略)などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業(PIO-NETの整備、研修、消費者教育や啓発への支援等)についても充実する(以下、略) 				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(1)⑤ 子供の不慮の事故を防止するための取組</p> <p>子供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。</p>		<p>1 「子どもを事故から守る！プロジェクト」の普及活動の実施状況(子ども安全メールの登録者数)</p>	<p>「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開し、子供の不慮の事故を防止するための普及活動を推進する。</p>		平成27年度

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-4)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及び啓発活動を推進する。</p> <p>消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。</p>	<p>2 消費者教育推進会議の開催(開催回数)</p>	<p>「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえ、消費者教育推進会議等を開催し、消費者教育推進のため、先進事例の把握、周知及び普及に努める。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)② 地域における消費者教育推進のための体制の整備</p> <p>国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。</p> <p>多くの都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を目指して、目標を地方消費者行政強化作戦に盛り込み、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進する。</p> <p>地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。</p> <p>消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。</p>	<p>3 消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況(消費者教育推進計画の策定数、消費者教育推進地域協議会の設置数)</p>	<p>消費者教育推進会議において、地方公共団体におけるモデル事例となる取組のヒアリングを行い、他の都道府県へ情報提供をする等、消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組を支援する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」の検討等</p> <p>消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。</p> <p>なお、現行基本方針は平成29年度までの方針であることから、平成30年度以降を対象期間とする基本方針を検討・策定する。</p>	<p>4 消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)の検討・変更の状況(消費者教育推進会議の開催回数)</p>	<p>平成29年6月までに消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)の見直しに向けた論点を整理すべく、①国、②地方公共団体、③その他関係者の施策の実施状況を把握する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-4)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)④ 消費者教育に使用される教材等の整備</p> <p>年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。 消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。</p>	<p>5 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(更新件数)</p>	<p>消費者教育ポータルサイトの周知を行うとともに、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討会を開催し、教材に対する評価書を作成し、ポータルサイトへ掲載する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑤ 教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基盤的な情報の整備と体制作り)</p> <p>学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。 また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的实践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。 消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。</p>	<p>6 各都道府県における消費者教育地域協議会の設置状況(消費者教育地域協議会の設置数)</p>	<p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑥ 学校における消費者教育の推進</p> <p>1)略 2)大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。 3)略 4)学校における消費者教育の推進 学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。</p>	<p>7 大学等における消費者関連の取組(消費者教育推進会議の開催回数)</p> <p>8 副教材の作成、副教材作成委員会の開催(消費者教育推進会議の開催回数)</p>	<p>消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討するとともに、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-4)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑦ 地域における消費者教育の推進</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。</p>	<p>9 地域への講師派遣の状況(派遣数)</p>	<p>地域で開催される講座等への講師派遣を実施し、地域における消費者教育の推進を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑧ 家庭における消費者教育</p> <p>消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。</p>	<p>10 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(更新件数)</p>	<p>家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトへの掲載を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育</p> <p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。</p>	<p>11 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(更新件数)</p>	<p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトへの掲載を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑩ 持続可能な開発のための教育の推進</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費等に関する調査研究を実施する。</p>	<p>12 研究会の開催状況(開催回数)</p>	<p>「倫理的消費」調査研究会を開催するとともに、先進的な海外の現状調査や、普及策として倫理的消費のシンポジウムを実施する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-4)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑪ 金融経済教育の推進</p> <p>金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。 金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。</p>	<p>13 副教材の作成、副教材作成委員会の開催(消費者教育推進会議の開催回数)</p>	<p>消費者教育の体系イメージマップの幼児期から高齢期までのライフステージ、対象領域ごとの目標に対応した金融経済教育用教材を作成し、消費者教育ポータルサイトにおいて提供することにより消費者教育の推進を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑮ 食育の推進</p> <p>国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。 また、平成28年度以降を対象期間とする新たな食育推進基本計画を策定する。</p>	<p>14 食育等に関する啓発資料等の配布(件数)</p>	<p>食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(3)① 消費者団体等との連携及び支援等</p> <p>消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。 地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。 高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する(地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施(平成27年度)、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施(平成28年度以降))。</p>	<p>15 消費者団体との意見交換会の開催状況(開催回数)</p>	<p>消費者団体との意見交換会の開催を推進する。</p>	<p>平成27年度</p>
	<p>16 消費者団体との連携の推進状況(消費者団体と連携した事業・イベント等の回数)</p>	<p>地域の消費者団体等によるネットワーク構築・推進モデル事業を実施する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-4)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
達成手段	25年度	26年度				
消費者基本計画工程表 施策番号6(1)⑥ 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革 「消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革」の具体化に向けた施策として、人事院と消費者庁との共催により本府省審議官級に昇任した職員を対象に、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施する。	17 国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験させる研修の実施(回数・参加者数)		国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)向けに消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。			平成27年度
(1)消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費	47,471千円 (36,831千円)	46,711千円 (16,407千円)	46,321千円	1～17	消費者の安全、安心を実現するため、だまされない賢い消費者、社会の発展と改善に積極的に参加する自立した消費者を育てることが大切であり、そのために消費者教育・普及啓発における政策の企画・立案・推進等を行う。	008

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-5)

施策名	地方消費者行政の推進	担当部局名	消費者教育・地方協力課	作成責任者名	消費者教育・地方協力課長 岡田 恵子
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>地方消費者行政の課題、消費者庁としての取組及び地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」(平成24年7月)に基づく施策を、着実に推進していく。消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>				
達成すべき目標	地方公共団体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号5(3)②、6(2)①～⑤、⑦</p> <p>○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。 <p>○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実・強化に向けた新たな支援策の検討・結論、支援の推進<2012年度に実施すべき事項> ・地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた支援の推進(消費生活相談や法執行体制の整備・充実、消費者団体等の多様な主体との連携強化、消費者教育の充実等への支援) ・市町村における消費生活相談体制の人口カバー率:100%<2015年度までに実施すべき事項> ・消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合を減少させる<2020年までに実現すべき成果目標> 				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)④ 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任</p> <p>今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめた「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表する。</p>		1 「消費者団体名簿」の取りまとめ状況	全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめ、「消費者団体名簿」を作成し、関係府省庁等における審議会委員の選任の参考となる資料を提供する。		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)② 在留外国人の相談に対する体制の強化</p> <p>地方消費者行政推進交付金の活用等により、消費生活センターにおける在留外国人に対する消費生活相談体制を強化する。</p>		2 外国語による相談体制が整備された消費生活センターを有する都道府県数	東京オリンピック競技会・東京パラリンピック競技大会に向けて増加が見込まれる在留外国人への情報提供や相談体制の強化を図る。		平成27年度

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-5)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等</p> <p>国における財源の確保、地方における人員・予算の確保に向けた自主的な取組への支援を含む、地方公共団体への支援、東日本大震災の被災自治体への支援を行うほか、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備を全国的に推進する。</p> <p>このため、地方消費者行政強化作戦に沿って、計画期間中に、相談体制の空白地域解消、消費生活センター設置促進、消費生活相談員配置促進、資格保有率向上、研修参加率の向上を目指して、地方公共団体の取組を支援する。</p>	<p>3 地方消費者行政強化作戦の達成状況(達成した都道府県の割合)</p>	<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、そのための地方公共団体の取組を財政面を中心に支援することとする。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)② 地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>高齢者等の消費者トラブルの未然防止のための地域の見守りネットワーク構築に向けて、介護、防犯等の既存の体制の活用や関係者との連携などの地域における見守りに関する先進事例の収集と情報提供を行う。</p> <p>また、平成28年度に予定されている改正消費者安全法の施行に向けて、制度の周知を図るとともに、既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、消費者安全確保地域協議会の設立支援及び消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援により、地域の見守りネットワークの構築を推進する。多くの地方公共団体での消費者安全確保地域協議会の設置を目指し、目標を地方消費者行政強化作戦に盛り込み、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進する。</p>	<p>4 地域の見守りネットワーク構築に向けた地方公共団体の取組に対する支援状況(説明会等実施回数)</p>	<p>平成28年4月1日の改正消費者安全法の施行に向けて、制度の周知を図るとともに、地域の見守りネットワークに関する先進事例の収集及び情報提供を行うこと等により、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置等の地域の見守りネットワーク構築に向けた取組を支援する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)③ 地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有</p> <p>毎年4月に都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課長等を対象とした「都道府県等消費者行政担当課長会議」を開催し、国の消費者行政の最近の動向について、情報共有を図る(消費者委員会、国民生活センターも出席)。</p> <p>また、9月から10月までにかけて、全国を6つのブロックに分け、都道府県・政令指定都市の担当課長との意見交換や情報共有の場としての「地方消費者行政ブロック会議」を開催する(関係機関として、経済産業局等の関係府省庁の地方支分部局や国民生活センター等も出席)。</p> <p>その他、国民生活センターと地方公共団体(持ち回り)で共催している「消費生活センター所長会議」に、職員が出席し、意見交換や情報提供を行う。</p>	<p>5 都道府県等消費者行政担当課長会議の開催</p> <p>6 消費者行政ブロック会議等の開催(回数)</p> <p>7 消費者庁職員による「現場」との意見交換(回数)</p>	<p>都道府県等消費者行政担当課長会議及び消費者行政ブロック会議を引き続き開催する。開催に当たっては、必要に応じて都道府県のニーズに沿った資料の配布や参加者数を増加させるための効率的なブロック分け及び開催場所の決定を行いながら開催する。併せて、消費生活センター所長会議に参加し、「現場」の相談員等と意見交換を行う。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-5)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)④ 都道府県における法執行強化</p> <p>都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、消費者安全法等)を図るため、「法令執行担当者研修」の実施、地方からの研修員受入れ等による人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行う。</p>	<p>8 執行専門研修の開催(参加人数)</p>	<p>引き続き、執行専門研修の開催により地方公共団体の担当職員の一層の専門性の向上を図り、もって地方公共団体の人材強化に寄与するとともに消費者行政ブロック会議等の開催により情報共有を行い、国と都道府県との連携に資するよう支援を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)⑤ 「消費者ホットライン」の運用</p> <p>「消費者ホットライン」の運用により、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、近くの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步を支援する。 さらに、「消費者ホットライン」の3桁化(平成27年夏から「188」の番号で運用開始予定)を実施し、新しい3桁の番号を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図るとともに、土日祝日における消費生活相談体制の整備を含め、大幅な増加が見込まれる消費生活相談への適切な対応を支援する。</p>	<p>9 消費者ホットラインの運営(入電件数)</p>	<p>引き続き、消費者ホットラインの活用状況を踏まえつつ、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。3桁化で、消費者ホットラインがさらに覚えやすく活用しやすくなったことを地方公共団体の出席する会議等で説明するとともに、消費者センターのチラシ等の媒体への掲載協力を求めるなどして周知を図り、利用促進を進める。 また、3桁化による利便性の向上に伴う消費者ホットラインの利用増加に対応できるよう土日祝日や消費生活センター等の一時的な閉所日(施設の設定点検等)における接続先の適切な設定等を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)⑦ 消費生活相談情報の活用</p> <p>1) 国民生活センターと連携して、PIO-NETを適切に運用する。 2) 国の行政機関におけるPIO-NETの利用基準を踏まえ、国民生活センターと連携して国の行政機関による利用を推進するとともに、PIO-NETを活用して事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有を推進する。</p>	<p>10 国の行政機関及び地方公共団体によるPIO-NETの利用状況(利用部署数、情報提供回数)</p>	<p>国民生活センターと連携して、PIO-NETを適切に運用し、国の行政機関による利用を推進する。また、PIO-NETを活用して、事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有を推進する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-5)

達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1) 地方消費者政策推進経費	143,338千円 (132,213千円)	153,795千円 (151,750千円)	166,832千円	1、4～8、 10	地方公共団体担当者等「現場」の関係者へのヒアリング、施策説明会(地方消費者行政推進交付金及び改正消費者安全法の制度の説明等)、要望の把握等を通じて、連携・交流を図るとともに、地方の消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向など、地方消費者行政全体の現況を把握し、今後の地方消費者行政支援の施策の検討に活用する。 また、「消費者ホットライン」の継続利用及び運用を行う。	009
(2) 地方消費者行政活性化交付金・地方消費者行政推進交付金	2,729,400千円 (2,729,400千円)	5,698,812千円 (4,038,852千円)	3,000,000千円	2、3	(一般会計) 地方消費者行政における基礎的な取組の下支えと地域社会における消費者問題解決力の向上を目的とし、各都道府県からの申請に基づき、「地方消費者行政推進交付金」を交付する。 (復興特別会計) 被災4県(福島県、宮城県、岩手県、茨城県)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、これら被災4県からの申請に基づき、「地方消費者行政推進交付金」を交付する。	010
(3) 消費者ホットラインの3桁化	-	477,275千円 (463,380千円)	-		全国共通の電話番号である「消費者ホットライン」から、消費生活センターをはじめとする地方公共団体に設置されている消費者にとって身近な消費生活相談窓口や国民生活センターを案内することにより、これまで消費生活相談を利用したことのない消費者も含め、誰もがアクセスしやすい環境を整備していく。	011

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(6))

施策名	物価対策の推進	担当部局名	消費者調査課	作成責任者名	消費者調査課長 金子 浩之		
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月		
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。						
達成すべき目標	物価の安定に資する施策の推進により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。						
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 4(4)②						
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標				
消費者基本計画工程表 施策番号4(4)② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保 各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。 特に、電気の小売料金全面自由化に向けて、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。 また、料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。		1 公共料金の決定過程の透明性等を確保する措置の実施状況	消費者委員会を活用して、公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題の検討、及び値上げされた電気料金のフォローアップに資する材料を整理する。				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標				
物価モニター調査及び公共料金に関する調査の実施並びに消費者への情報提供		2 物価モニター調査実施回数 3 物価モニター掲載ページへのアクセス数	物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。				
達成手段		補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
		25年度	26年度				
(1)物価対策の推進に必要な経費		44,279千円 (33,721千円)	53,595千円 (42,221千円)	51,637千円	1~3	物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い実態を把握するとともに、消費者への情報提供を行う。	013

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(7))

施策名	消費者政策の推進に関する調査・分析	担当部局名	消費者調査課	作成責任者名	消費者調査課長 金子 浩之
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。</p> <p>調査結果の公表に加え、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第10条の2の規定に基づく年次報告書(以下「消費者白書」という。)の作成・公表を行う。</p> <p>消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。</p> <p>消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について、検討する。</p>				
達成すべき目標	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を推進する上で有用な各種調査・分析を実施することで、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。</p> <p>「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、検討結果を取りまとめる。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 4(1)①～③、4(3)②				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)① 消費者政策の実施の状況の報告</p> <p>消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告(消費者白書)を作成し、国会に報告する(消費者安全法に基づく国会報告と合冊)。</p>		1 関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの消費者白書提供数	消費者基本法の規定に基づき、消費者白書を作成し、国会に報告する。また、関係行政機関、関係団体及び国民生活センターへ報告書を提供する等、広く国民に情報提供する(消費者安全法の規定に基づく国会報告と合冊)。		
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告</p> <p>消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する(消費者白書と合冊)。</p>		2 関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への消費者安全法に基づく国会報告の報告書提供数	消費者安全法の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。また、関係行政機関、関係団体及び国民生活センターへの当該国会報告を提供する等、広く国民に情報提供する(消費者白書と合冊)。		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
			目標年度		
			平成27年度		
			目標年度		
			平成27年度		

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(7))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標			目標年度	
消費者基本計画工程表 施策番号4(1)③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施 消費者政策の企画立案のため、次の1)から3)までの調査を実施する。 1)消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。 2)既存の消費者事故等情報や全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下、「PIO-NET」という。)情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。 3)上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。	3 消費者意識基本調査掲載ページアクセス数 4 消費者白書掲載ページアクセス数	消費者政策の企画立案のため、次の1)から3)までの調査を実施する。 1)消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。 2)既存の消費者事故等情報や全国消費生活情報ネットワーク・システム情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。 3)上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等を実施する。			平成27年度	
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠) 消費者基本計画工程表 施策番号4(3)② 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討と情報提供等 消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について検討し、それを踏まえて推進する。事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施するとともに、消費者志向経営について普及・啓発を行う。	5 事業者の消費者志向経営を促進する方策の検討状況(検討会及びワーキング・グループの開催回数)	事業者の消費者志向経営の促進を図るため、消費者志向経営の取組促進に関する検討会では主に、消費者志向経営の意義、推進方策、評価の視点について議論し、検討結果を取りまとめる。消費者志向経営の評価項目について議論するワーキング・グループを設置し、検討会での検討の充実を図る。			平成27年度	
達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)消費者政策の企画立案のための調査等経費	-	81,715千円 (45,940千円)	75,366千円	1~4	消費者白書の作成、消費者事故等に関する情報の集約及び分析取りまとめ、消費者意識調査や各種調査の実施、消費者被害額の推計等、消費者政策の推進に関する調査や分析事業を行い、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。	014
(2)事業者連携推進に必要な経費	-	-	6,813千円	5	「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」で検討された、消費者志向経営の意義、推進方策、評価の視点についての結果を取りまとめ、それを踏まえて消費者志向経営の推進につなげる。	-

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-8)

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進	担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	消費者安全課長 尾原 知明
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。 収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等の対応を行う。 重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。 食品を始めとした消費者安全に関し、時宜に適ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。特に、食品中の放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携しつつ、消費者への分かりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。 消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。 食品を始めとした消費者安全に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め自らの判断により適切な消費活動を行うことができるような取組を推進する。 消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じ、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 1(1)④、1(2)①～③、1(3)①、1(4)①、④、5(1)②				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標		目標年度	
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(1)④ まつ毛エクステンションによる危害の防止</p> <p>まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討する。</p>	1 まつ毛エクステンションに係る被害件数	まつ毛エクステンションによる事故情報の収集及び分析を継続的に実施し、必要に応じた対策を行う。		平成27年度	

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(8))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(2)① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等</p> <p>所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。 毎年度、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものから速やかに事故内容の分析・調査を実施し、調査結果に基づき迅速に注意喚起等を行う。 法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講じる。</p>	<p>2 消費者安全法の規定に基づく消費者事故等の通知件数</p> <p>3 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告件数</p> <p>4 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数</p> <p>5 事故情報データベースへの事故情報登録件数</p> <p>6 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法の規定に基づくものを除く。)</p> <p>7 消費者安全法の規定に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条～第42条関係)</p>	<p>消費者安全法の規定等に基づく事故情報、その他消費者庁へ寄せられる事故情報の収集及び消費者庁としての対応を適切に行うとともに、収集及び対応についての体制について常に検証を行い必要に応じて見直しを行う。 生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応について、被害の重篤度、拡大可能性等を踏まえて優先度をつけた対応を行う。 消費者庁に寄せられる事故情報について適切な分析を継続的に実施する。それらの事故情報から被害の発生の動向を的確に把握し、消費者への注意喚起や商品テスト等の情報提供をタイムリーに行う。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(8))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(2)② 緊急時における消費者の安全確保</p> <p>緊急事態等においては、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」(平成24年9月28日関係閣僚申合せ)で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努めるとともに、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。 また、緊急事態が生じた場合に備え、過去の事案を踏まえて緊急時対応訓練を実施する。</p>	<p>8 緊急時対応訓練の回数</p>	<p>緊急事態等においては、消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。 関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図りながら緊急時対応訓練を毎年度実施する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号1(2)③ リコール情報の周知強化</p> <p>リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、地域のネットワーク等を活用したリコール情報等の情報提供を推進する。</p>	<p>9 リコール情報登録件数</p> <p>10 メルマガ登録者数</p> <p>11 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数</p>	<p>消費者の利便性向上に資するよう掲載内容の充実や使いやすいサイト運営等を行い、リコール情報を効果的に発信する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号1(3)① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施</p> <p>消費者事故等の発生状況を踏まえ、消費者の安全確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施する。</p>	<p>12 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施状況 (1)報告書件数 (2)事故調査実施件数 (3)申出受付件数</p>	<p>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(8))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(4)① 食品安全に関する関係省庁の連携の推進</p> <p>関係府省間における連携の強化を図るため、関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等を定期的に開催する。 緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。</p>	<p>13 関係府省間の連携強化を図るための食品安全に関する各種会議の開催状況 (1)関係府省連絡会議(年2回) (2)幹事会(週1回) (3)リスクコミュニケーション担当者会議(隔週1回) (4)食品リスク情報関係府省担当者会議(月1回)</p>	<p>食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」に基づき、引き続き、体制整備を図りつつ、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じる。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(4)④ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進</p> <p>国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、担当府省庁等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。 具体的には、関係府省庁等の共催又は府省庁等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p>	<p>14 意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度</p>	<p>食品の安全性に関し、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを推進する。 特に、食品中の放射性物質に関しては、関係府省庁や地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者(コミュニケーター)の支援(ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供)等を通じたリスクコミュニケーションに取り組む。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(8))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号5(1)② 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析 製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表するとともに、製造物に起因する事故の被害救済に関する取組を推進する。	15 製造物責任法に関する裁判例の収録内容の更新回数		製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表する。			平成27年度
達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)消費者の安全確保のための施策の推進	224,900千円 (148,887千円)	186,342千円 (122,522千円)	177,904千円	1~8、 12、15	・行政機関や事業者からの関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含め多様な主体から事故情報を幅広く収集する。 ・収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等の対応を行う。 ・重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。 ・消費者安全調査委員会は、生命身体事故等の原因を究明し、被害の発生・拡大の防止のための提言を行う。	015
(2)リスクコミュニケーション等の推進に必要な経費	35,430千円 (27,911千円)	28,773千円 (21,654千円)	38,837千円	13、14	食品中の放射能物質を始め、食品の安全性に関する消費者の不安に対して、地方公共団体や消費者団体と連携し、消費者の立場に立った情報発信や意見交換会を実施し、消費者の正確な理解の促進を図る。	016
(3)リコール情報周知の強化のために必要な経費	0千円 (0千円)	25,827 (16,875千円)	17,750千円	9~11	関係省庁等が扱うリコール情報について、消費者庁が一元的に情報収集するとともに、消費者の利便性向上に資するよう情報発信の工夫や掲載内容の充実、効率的な運営のためのサイトの改修を実施する。	017

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-9)

施策名	消費者取引対策の推進	担当部局名	取引対策課	作成責任者名	取引対策課長 桜町 道雄
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分(業務停止命令・指示)などを厳正に行うとともに、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)の見直しについて検討を行う。</p> <p>また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ(以下「ISP」という。)や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>このほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。)に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>				
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行うこと等により、消費者保護を十分に確保する。</p> <p>また、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 1(1)⑥、3(1)①、②、3(3)①、②、3(4)⑨				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(1)⑥ 危険ドラッグ対策の推進</p> <p>消費者庁では、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講じるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。</p>		<p>1 危険ドラッグの通信販売サイトに対する特定商取引法の執行状況(危険ドラッグの通信販売サイトに対する通報件数)</p>	<p>引き続き、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講じるとともに、関係機関に対する情報提供を行い、消費者保護の利益を適切に保護する。</p>		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)① 特定商取引法の執行強化</p> <p>高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行う。</p>		<p>2 特定商取引法執行状況(行政処分件数)</p>	<p>引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。</p>		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)② 特定商取引法の見直し</p> <p>平成20年及び平成24年の特定商取引法改正法附則を踏まえ、改正後の特定商取引法の施行状況について平成28年度までに検討を加えた上で、必要に応じて法令の改正等を行う。</p>		<p>3 特定商取引法の見直しに関する検討状況(消費者委員会専門調査会の開催状況)</p>	<p>消費者委員会専門調査会におけるの議論の進捗状況や関係団体等からの意見を踏まえつつ、特定商取引法の見直しの検討作業を行う。</p>		平成27年度

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-9)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(3)① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応 通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促す。		4 不適切な広告の改善に向けた通信販売事業者等に対する特定商取引法の執行状況(ISPに対する通報件数)		引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対して、違法な電子メール広告等の情報を提供し、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促すことにより、消費者保護を十分に確保する。		平成27年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(3)② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。		5 特定電子メール法の厳正な執行(措置命令件数)		引き続き、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。		平成27年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(4)⑨ 模倣品被害の防止 越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携した取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。		6 模倣品の通信販売サイトに対する特定商取引法の執行状況(模倣品の販売業者に対する通報件数)		特定商取引法に違反しているおそれのある模倣品の販売業者に対し、適切な措置を講じ、消費者保護を十分に確保する。		平成27年度
達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)消費者取引の対策に必要な経費	232,846千円 (184,366千円)	230,233千円 (213,111千円)	230,738千円	1~4, 6	特定商取引法の厳正な執行と見直し	018

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-10)

施策名	消費者表示対策の推進	担当部局名	表示対策課	作成責任者名	表示対策課長 真淵 博
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、</p> <p>①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</p> <p>②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)に基づく住宅性能表示基準の普及啓発を図る。</p> <p>③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>①景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、一般消費者の利益を保護する。</p> <p>②住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や建て替えを行う際の消費者の利益を保護する。</p> <p>③家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 2(1)①～③、2(2)①、②、2(3)②、③				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(1)① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充</p> <p>不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度を適切に活用するなど、景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。</p>		1 景品表示法執行状況 (行政処分件数)	引き続き、景品表示法を厳正に執行する。		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(1)② 景品表示法の普及啓発</p> <p>景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。 また、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成し、同法の基本的な考え方とともに周知活動を行う。</p>		2 景品表示法説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)	引き続き、景品表示法の説明会へ講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。		平成27年度

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-10)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(1)③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援</p> <p>不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第11条の規定に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。</p>	<p>3 公正取引協議会等の活動への講師派遣状況(講師派遣件数)</p>	<p>引き続き、公正取引協議会等の活動への講師派遣などを通じ、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう支援する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(2)① 家庭用品の品質表示の見直し</p> <p>家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う。また、平成26年10月にJIS規格が見直された新たな洗濯絵表示の普及啓発を進めるとともに、運用マニュアルの改定作業を行う。 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、平成28年度までに表示標準の見直しの検討を行うなど、適宜、規程等の改正を行う。</p>	<p>4 家庭用品品質表示法に係る説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)</p>	<p>引き続き、消費者にとって正しく分かりやすい表示内容とするため、家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準についての検討を行う。 平成28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発を行う。 品目の指定の在り方について、平成26年度において一定の結論を得たことを踏まえ、平成27年度以降に政令等の改正を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号2(2)② 住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実</p> <p>住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。</p>	<p>5 住宅性能表示制度の相談対応状況(相談件数)</p>	<p>引き続き、住宅性能表示制度の普及啓発を促進する。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)② いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化</p> <p>食品の機能性等を表示する制度に関し、いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。</p>	<p>6 インターネットにおける健康食品の広告への改善要請後の改善率(%) (改善された商品数/改善要請商品数)</p>	<p>引き続き、インターネットにおける健康食品等の監視等を適切に実施する。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-10)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り</p> <p>食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」(「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承(平成19年12月17日))に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講じるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。</p> <p>また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局(所)、地方農政局、都道府県(消費生活センター、警察等)等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。</p>	<p>7 関係法令(食品表示法等)に基づく措置の実施状況(措置件数)</p> <p>8 食品表示連絡会議の開催状況</p>	<p>引き続き、食品表示連絡会議の開催等による関係機関との連携を通じて、効果的かつ効率的な執行を行う。</p>	<p>平成27年度</p>
<p>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の規定に違反する行為を未然に防止するため、同法で禁止されている消費税分を値引きする等の宣伝や広告等に係る基本的な考え方や具体的な事例にを用いて普及啓発活動を実施する。</p> <p>また、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法の規定に違反する行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処する。</p>	<p>9 消費税転嫁対策特別措置法に基づく執行状況(指導件数)</p>	<p>引き続き、消費税転嫁対策特別措置法を効果的かつ効率的に執行を行う。</p>	<p>平成27年度</p>

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(10))

達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)消費者表示の対策に必要な経費	144,069千円 (60,181千円)	99,160千円 (92,034千円)	111,378千円	1~8	<p>専門家からの意見聴取、参考人・関係者からのヒアリングを行う。また、問題となった表示品の試買や試買品の分析検査等を行う。</p> <p>一般消費者の中から委嘱された電子商取引表示調査員が、インターネット上の不当表示等の監視活動を行う。</p> <p>事業者団体、消費者団体等からの要請に基づき説明会へ講師を派遣するなど、景品表示法の普及・啓発を図る。</p> <p>景品表示法に関する事業者等からの相談に対応する。</p> <p>国土交通省との共管である住宅品質確保法に基づく住宅性能評価制度について、消費者に対する普及促進を図る。</p> <p>家庭用品品質表示法に基づく表示の設定を行い、説明会の開催により普及を図る。</p> <p>都道府県等と連絡会議や意見交換を行い、景品表示法の企画・立案・執行に反映させる。</p> <p>景品表示法の運用を行う消費者庁、公正取引委員会地方事務所等、都道府県との間の情報共有化を図るため情報ネットワーク等を運用する。</p> <p>景品表示法に基づく協定又は規約(公正競争規約)の設定・運用の支援等を行う。</p>	019
(2)消費税価格転嫁対策に必要な経費	0千円 (0千円)	51,191千円 (14,679千円)	51,547千円	9	<p>参考人・関係者からのヒアリングを行うとともに、違反事業者に対して適切に指導等を行う。</p> <p>消費税転嫁対策特別措置法に関する事業者等からの相談に対応する。</p>	020

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-11)

施策名	食品表示の企画・立案・推進	担当部局名	食品表示企画課	作成責任者名	食品表示企画課長 赤崎 暢彦
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、食品表示法(平成25年法律第70号)等に基づく食品の表示を的確に企画及び運用する。				
達成すべき目標	食品表示は、食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしているため、食品表示に関する制度を適正に企画・立案・運用し、消費者の利益の増進を図る。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 2(3)①				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等 平成27年度から施行する食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。		1 新たな食品表示制度の普及啓発(説明会等の開催回数)	新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等 また、食品表示法附則第19条の規定に基づき、施行3年後に施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを検討する。併せて、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。		2 個別課題の検討(検討会等の開催回数)	インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について、順次実態を踏まえた検討を行う。		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等 機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度を適切に運用する。さらに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解促進を図る。		3 機能性表示食品制度の普及啓発(説明会等の開催回数)	新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。		平成27年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等 また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに残された検討課題についても速やかに検討に着手する。		4 機能性表示食品制度に係る残された検討課題の検討(検討会等の開催回数)	機能性表示食品制度の残された検討課題について、速やかに検討に着手する。		平成27年度

平成27年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁27-(11))

達成手段	補正後予算額(執行額)		27年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度				
(1)食品表示の対策に必要な経費	152,054千円 (142,538千円)	137,045千円 (114,055千円)	121,342千円	1	食品表示法等に基づく食品表示制度の企画・立案・運用を行う。	021
(2)食品表示に関する消費者向け情報提供の仕組みの構築	0千円 (0千円)	95,901千円 (0千円)	0千円	1、3	製造所固有記号、新たな機能性表示制度の届出情報について、消費者からアクセス可能なデータベースを構築する。	023
(3)新たな食品表示制度の適正化・充実に係る経費	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	24,830千円	1～4	食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、制度の適正化・充実を図るために必要な検討を行うとともに、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。	新27-0002